

審査事務規程の一部改正について（第 33 次改正）

1. 改正概要

自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
 - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72 の 2、7-72 の 2、8-72 の 2]
 - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
 - 長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない最高速度 60km/h 以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第 6 章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を 40km/h とすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
 - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添 10]
- ② 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添 2]
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 6 月 30 日国土交通省告示第 704 号、令和 2 年 8 月 5 日国土交通省告示第 788 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 9 月 1 日国土交通省告示第 829 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省令第 78 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 9 月 25 日国土交通省告示第 1021 号）
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和 2 年 10 月 30 日国土交通省告示第 1331 号）」
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 10 月 30 日国土交通省令第 84 号）」

3. 施行日

令和 2 年 12 月 15 日